

国民年金だよ



年金を受け取っている方が亡くなったとき

年金を受け取っている方が亡くなると、年金を受け取る権利がなくなるため、「年金受給権者死亡届（報告書）」の提出が必要です。

なお、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）を届け出されている方は、原則として、「年金受給権者死亡届（報告書）」を省略できるようになります。

また、年金を受け取っている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日以後に振り込まれた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

未支給年金を受け取れる遺族

年金を受け取っていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた遺族になります。

なお遺族の範囲及び順番は次のとおりです。

- ①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母
- ⑥兄弟姉妹⑦その他（①～⑥以外の3親等内の親族）

未支給年金請求で必要な書類

- ・亡くなった方の年金証書
- ・亡くなった方と請求する方の身分関係が確認できる書類（戸籍謄本など）
- ・亡くなった方と請求する方が生計を同じくしていたことがわかる書類「住民票（コピー不可）」
- ・受け取りを希望する金融機関の通帳※1
- ・亡くなった方と請求する方が別世帯の場合は、「生計同一」についての別紙の様式」の添付

※1 金融機関から口座の証明を受けた場合は添付の必要はありません。

キャッシュカードや金融機関が発行する書類のコピー（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人のフリガナが確認できるもの）などで替えることもできます。

また、ネット銀行については受け取りできない銀行もあるためご注意ください。

なお、年金請求のためにご用意いただいた戸籍謄本、住民票などを年金請求以外で利用される場合は、戸籍謄本、住民票などの原本について返却のお申出があれば、原本をお返しすることが可能になります。

未支給年金を受け取る遺族がない場合

死亡届を提出していただく必要がありませんので、次の書類をお持ちください。

- ・亡くなった方の年金証書
- ・死亡の事実を明らかにできる書類（戸籍抄本、市区町村長に提出した死亡診断書（死体検案書など）のコピー）

提出の注意点

提出先は、年金事務所または市区町村役場です。

提出が遅れると、年金を多く受け取ることがなくなり、後で返金いただく場合があります。年金を受け取っていた方が亡くなったときは、すみやかに届出をしてください。

日本年金機構はマイナンバーでの相談・受付を行っています。

日本年金機構においては、マイナンバー（個人番号）の利用が延期となっていました。平成29年1月以降、従来の基礎年金番号に加え、マイナンバーを利用した年金に関する相談や年金記録に関する「相談・照会」を行っています。

また、平成29年4月以降、年金請求書や年金関係の届書などに、従来の住民票コードに代えて、マイナンバーを記載いただくこととなります。マイナンバーを記載していただくことにより、これまで必要だった書類の提出が不要になるなど、利便性が向上しますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話 34-2121 内線 413
日本年金機構 旭川年金事務所
電話 0166-72-5002

